

ちばやあかさか

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和55年7月末日現在)

世帯数	1,778戸
人口	7,316人
男	3,558人
女	3,758人

(1) 第97号 発行 千早赤阪村役場 ☎ (07217) 2-0081 編集 観光課2-1447

＜電話メモ＞

自然休養村管理
センター ②1447～8
小吹台連絡所 ②7600
診療所 ②0038
金剛山ロープウェイ
④0128

多聞小学校 ④0102
多聞幼稚園 ④0137
千早小学校 ②0050
千早幼稚園 ②0020
小吹台小学校 ②7100
小吹台幼稚園 ②7219
赤阪小学校 ②0205
赤阪幼稚園 ②0356
千早赤阪中学校 ②0004

千早駐在所 ④0112
東阪駐在所 ②0562
赤阪駐在所 ②0563
富田林消防署(緊急時)
07212 ④-8199



就任のごあいさつ

村長 山本 庄三

村民の皆様には益々御清祥のことと、心よりお喜び申し上げます。今般、皆様方多数の御支持、御支援を得まして、無投票による当選の榮を賜り厚く御礼申し上げます。

過去を振り返ってみますと、教育長・収入役・助役、また村長一期と通算二十九年の永きにわたり、清潔と誠実をモットーとして村政にたずさわってまいりましたが、今回村民各位のご信任を賜り、再び村政を担当させていただくことになりました。このことは私にとりまして、その責務の重大さを特に痛感するものであります。最近の地方財政をとりまく情勢は誠に厳しいものがあります。特に大都市に近く、しかも衛生都市の谷間に囲まれた、財政規模の小さい千早赤阪村にとりましては、より以上の厳しさがあります。しかしながら長期的な展望にたつて、村の発展と村民の幸福のために、総合計画に基づきながら、豊かな自然を守り、村民生活向上のため一歩一歩「明るく住みよい魅力ある村づくり」に全力を尽してまいる所存でございます。村民の皆様には従前にも増して、変りないご指導ご協力をお願い申し上げて就任のごあいさついたします。

〔今月号の内容〕

◆ 村長選挙無投票と決まる2頁	◆ 国保シリーズ⑩	5頁
◆ 議会の動き	◆ 心身障害者(児)見舞金申請受付について	6頁
◆ 衆・参同時選挙終る	◆ 母子家庭の医療費十月から公費負担	6頁
◆ 千早赤阪村総合計画	◆ 危険な動物の適正な飼養について	7頁
◆ 南河内地区広域行政推進協議会設立	◆ 村税メモ	7頁
◆ 国勢調査にご協力を	◆ 心と力をひとつに	8頁

7月13日執行の千早赤阪村長選挙は7月7日の届出期限までに現職の山本庄三氏（56）一人しか届出がなく無投票当選が決まりました。

選挙会は7月14日午前9時30分
から役場二階議長室で開かれ、正
式に当選が決定し、直ちに当選の
告示及び当選証書の附与が行なわ
れました。

議会の動き

昭和五十五年第二回千早赤阪村
議会定例会は、去る六月十三日よ
り十八日までの六日間の会期によ
って開催されました。全部で十一
案件が上程され、それぞれ慎重審
議の結果、原案どおり可決・承認
されました。議決案件は次のと
りです。

加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億一六〇万九千三百円、直営診療施設勘定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ三万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四、四〇九万七千円とする。

▽第十八号議案（即日原案承認）
專決処分（昭和五十四年度千早赤阪村一般会計歳入歳出補正予算）の承認を求めることについて
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億六千七百万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億三千八百三十二万二千円とする。

収益的収入及び支出にそれぞれ
一九三万一千円を補正し、収益的
収入及び支出の合計が七、二六一
万円となりました。

▽第二十一号議案(即日原案可決)

千早赤坂村報償及び費用全費条

専決処分（昭和五十四年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算）の承認を求めることについて

事業勘定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ三万八千円を追

に改める。

▽第二十二号議案（即日原案可決）

千早赤阪村消防団員等公務災害
補償条例の改正について

国の基準が改正され、それに伴う改正で、非常勤の消防団員等に対する損害補償の充実を図るためです。

▽第二十三号議案(即日原案可決)

千早赤飯村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正について
消防団員の処遇改善を図るため退職報償金の額の改正です。

▽第二十四号議案(即日原案可決)

千早赤阪村母子家庭の医療費の助成に関する条例制定について
母子家庭に対して医療費の助成をするという条例です。

▽第二十五号議案(即日原案可決)

昭和五十五年度千早赤阪村一般会計歳入歳出補正予算について

それぞれ三、五九六万八千円を追
加し、歳入歳出子算の総額を歳入
歳出それぞれ十一億七、四九七万
五千元とする。

▽第二十六号議案(即日原案可決)

昭和五十五年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算について

事業勘定の歳入歳出の総額に歳

入歳出それぞれ一三万三千円を
追加し、歳入歳出予算の総額をそ
れぞれ一億二、八二二万一千円、
直営診療施設勘定の歳入歳出の総
額に歳入歳出それぞれ四八六万円
を追加し、歳入歳出予算の総額を
それぞれ四、七二八万六千円とす
る。

表①

区 分 投 票 所	当日有権者数 人			投票者数 人			投票率 %			前回(S54.10.7) の投票率 %		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1 千早赤阪村役場	166	173	339	127	135	262	76.51	78.03	77.29	87.06	88.82	87.94
第2 水分公民館	313	349	662	232	254	486	74.12	72.78	73.41	85.53	84.00	84.72
第3 森屋公民館	291	319	610	215	251	466	73.88	78.68	76.39	87.59	90.25	88.98
第4 桐山金泉寺	93	87	180	71	55	126	76.34	63.22	70.00	87.10	91.95	89.44
第5 千早公民館	524	595	1,119	356	370	726	67.94	62.18	64.88	79.14	76.81	77.91
第6 千早老人憩いの家	235	233	468	186	177	363	79.15	75.97	77.56	75.54	80.93	78.25
第7 小吹台 小学校体育館	730	745	1,475	545	550	1,095	74.66	73.83	74.24	72.53	73.53	73.04
計	2,352	2,501	4,853	1,732	1,792	3,524	73.64	71.65	72.61	80.05	80.76	80.42

▽大和川下流域下水道組合議会議員の選挙

派遣議員に、大溝議員と徳丸議員に決まりました。

衆・参同時選挙終る

衆議院解散に伴う衆・参同時選挙は6月22日(日)執行されました。

投票率については表2に記載していますように、前回昭和54年10月7日の衆議院選挙と比べて約8%近くの減となっています。これは参議院とのダブル選挙の影響も多少にあると見られます。

それから開票結果につきましては表②（衆議院）、表③（参地）に記載しているとおりです。

▽南河内清掃施設組合議会議員の選挙

派遣議員に協條議員に決まりました。

票率だけでなく無効票の増加にも見られ、衆議院では無効投票率が

四、八二・九％。参議院地方区では無効投票率が七・五五％、同全国区では無効投票率が九・七四％という結果が出ています。

(四)参議院の投票区別投票率一覧表及び参議院全国の候補者村内得

票者一覧表については省略させていただきます。ご了承ください。

衆議院議員総選挙候補者の村内得票数

表②

候補者名	区分	党派名	得票数 (票)	得票率 (%)	(参考) 当落の別
上田卓三		日本社会党	553	16.50	当
三谷秀治		日本共産党	507	15.13	"
塩川正十郎		自由民主党	1,533	45.75	"
矢野絢也		公明党	518	15.46	"
中田昌秀		無所属	240	7.16	落
計			3,351	100.00	

参議院大阪府選出議員選挙候補者の村内得票数

表③

候補者名	区分	党派名	得票数 (票)	得票率 (%)	(参考) 当落の別
上川路昭		無所属	9	0.28	落
中山太郎		自由民主党	1,377	42.26	当
白木義一郎		公明党	419	12.86	"
中村鋭一		無所属	759	23.30	"
山本あきら		マルクス主義 労働者同盟	25	0.77	落
橋本敦		日本共産党	452	13.87	"
ミヤノ健治		無所属	4	0.12	"
まきうち正哉		日本社会党	213	6.54	"
計			3,258	100.00	

最高裁判所裁判官国民審査各投票所別投票率

表④

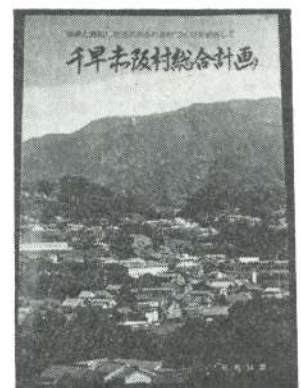
投票所	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	計
男女別	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計
投票者数	127 135 262	229 250 479	208 241 449	69 50 119	353 364 717	173 166 339	517 508 1,025	1,676 1,714 3,390
投票率(%)	76.51 78.03 77.29	73.16 71.63 72.36	71.48 75.55 73.61	74.19 57.47 66.11	67.37 61.18 64.08	73.62 71.24 72.44	70.82 68.19 69.49	71.26 68.53 69.85

千早赤阪村総合計画 ①

二、総合計画の策定
こうした状況の中で、行政として長期の村づくりの展望と当面の

この数年間我が国の社会経済情勢は、高度成長から安定成長へと大きく変化してまいりました。この変化のもとに、従来までの国都道府県市町村は、今までの行政施策の再検討が迫られ、新しい施策の方向を見極める努力がそれぞれ始められています。本村でも近時農林業の停滞、高令化社会への進展、小吹合入居に伴う地域的な人口の急増、多様化する行政需要等村の態様も次第に変化しつつあります。この様な情勢に対応して本村といたしまして、今までの行政施策の検討が迫られ、新しい施策の方向を見極める必要が生じ、総合的な村づくりの計画策定が望まれるようになりました。

一、総合計画



三、総合計画の性格と構成

(1) 性格

総合計画は行政と議会を核とした、村民相互の村づくりの「約束ごと」であり、諸活動の「指針」でもあります。

(2) 構成

総合計画は基本構想・基本計画・実施計画によって構成されています。

- 基本構想……村全体の発展の方向を指す目標と基本的施策を明らかにするもの。
- 基本計画……基本構想で定められた目標と、基本的施策を達成するための手段(部門別計画)を明らかにするもの。
- 実施計画……基本計画で盛り込まれた諸施策に整備の優先順位実施時期・財政措置等を加味し、当面の具体的施策を明らかにするもの。

(3) 目標年次等

- 基本構想……基本計画の目標年次……昭和六十五年
- 実施計画……三ヶ年計画……初年度……昭和五十五年
- 初年度……昭和五十五年

大阪総合行政相談所 オープン一周年 記念相談

記念相談

行政について「困った」とき「わからない」ときは気軽に利用していただければと願って、大阪心斎橋に開設しました「総合相談所」が、この八月三十日で一周年を迎えます。大阪総合行政相談所では、オープン一周年を記念して、八月二十六日から四日間、記念相談を行います。

税金の相談 八月二十六日(火)

土地住宅なんでも相談 八月二十八日(木)

土地住宅のトラブルでお悩みの方。不動産売買などによる税金登記についてもどうぞ。

おこたえする人(機関)

大阪法務局・大阪国税局・日本住宅公団関西支社・住友金融公庫大阪支所・大阪府・弁護士不動産鑑定士・建築士・大阪府宅地建物取引業協会

年金・保険の相談 八月二十九日(金)

どんな期間が通算できる？ 保険金はいくらに？

おこたえする人(機関)

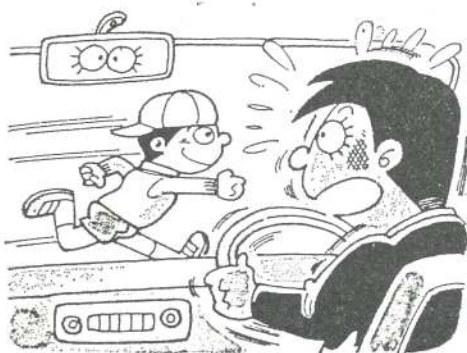
大阪府

行政なんでも相談 八月三十日(土)

相談したいことが行政に関係があるかどうかわからない場合にもどうぞ。

おこたえする人(機関)

近畿管区行政監察局・弁護士
「じかん」いずれも午前十時から午後六時まで
大阪総合行政相談所
大阪市内南区心斎橋
大阪心斎橋南館六階
電話〇六二四一五一一
なお、大阪総合行政相談所は、会場の大丸百貨店の定休日(毎週水曜日)以外は、土曜日・日曜日を含み毎日開設しております。



子どもの飛び出し注意

基礎資料となります。十月一日を前後に、調査員が、各世帯に、調査票の記入をお願いに伺いますが、調査票に記入した内容は、決して外部にもれることはありませんので、ご協力いただきますようお願いいたします。



昭和55年10月1日

国勢調査にご協力を

十月一日は国勢調査の日です。国勢調査は、五年ごとに行われる人口についての基本的な統計調査です。

今年は大規模調査の年にあたり、調査事項は全部で二十二項目あります。国勢調査の結果は、国はもちろん、千早赤阪村の総合計画や村民の福祉向上など各種の行政を進めるうえで必要となります。

暴走族を追放しよう

村内通行禁止にご協力を

今や暴走族は、暴走族は単に路上を集団暴走していた時代から、機動力を用いた暴力集団に変わってきています。たとえ一般車輦やガソリンスタンド等を襲撃して集団暴行・金品強奪・凶器を使用しての集団抗争・派出所や取締りのパトカーに対する投石等エスカレートの一途をたどっています。

かねがね本村の金剛山麓の府道一帯は暴走族新人養成の温床ともいわれ、又今後他地区の取締りが強化されると、より多数の暴走族の進出が予想されます。

そこで過日富田林警察署関係者と地元区長との協議を経て、去る七月十九日(日)よりこれら暴走族封じを期して、次の通り通行禁止が実施されました。

- 一、地域
(1)府道富田林五条線の下東阪(千早農協事務所前)千早ロープウェイ前
(2)府道河内長野千早城跡線の千早トントネル・小深バス停

- 二、対象車
自動二輪車 (原付を除く)

- 三、日時
日曜祝祭日の前日の午後十時から翌日午前五時まで
- 以上の通り通行禁止となっておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

南河内地域

広域行政推進協議会

一、広域行政
日本経済の発展に伴い、住民の生活水準は向上し、均質化しその生活様態は都市化しつつありますが、地方の生活圏内ではそれに対応した公共施設等の遅れがめだっています。

一方全国的なモータリゼーションやテレビ電話等の普及を中心とする交通・通信手段の発達に伴って通勤・通学・医療・ショッピング・レクリエーション等の住民生活圏は、既成市町村の区域を超えて広域化しつつあり、すでに都市を中心とし周辺農業地域を一体化した住民の日常生活圏が形成されつつあります。

したがって市町村にとっては、それぞれの区域内は勿論のこと、相互の利害関係を調整して、広汎



可証を発行しますので、必要の方は検査証(申告済証)・運転免許証・印鑑ご持参の上同署交通課へ申請してください。

なお、暴走族をみかけられた方はお手数ながら一〇番へご通報たまり暴走族追放にご協力いただきますようお願いいたします。



な地域全体の振興と発展についての長期的な展望に立ったビジョンを確立することが急務となってきました。

二、南河内地区

広域行政推進協議会設立

南河内地域は地理・歴史・民俗行政的に古来より深いつながりによって結ばれてきました。

ところで当地域は急激な都市化の進展に伴い、生活環境施設の整備、道路交通網の整備等において立ち遅れが見られます。

このような「北高南低」の現状から南河内地域が新しい時代の要請に応え、なお一層住民の福祉向上を図っていくためには、それぞれの行政課題をより広域的総合的に

に計画し、行政効果をあげてゆかなければなりません。

そこで去る五月二十三日、南河内地域の富田林・河内長野・松原・羽曳野・藤井寺・太子・河内・狭山・美原・千早赤阪の十市町村が「南河内地域広域行政推進協議会」を設置してこれに対処することになりました。

三、圏域の将来図

当圏域の恵まれた緑、数多い歴史的、文化的遺産を有効に活用し人間尊重の立場を基調とする居住環境を改善整備し、さらに有望な都市近郊農業と地域特性を生かした商工業の振興を図り、自然環境・生活環境・生産環境をなお広域的に調和させることを前提に当圏域の将来図をみると概ね次の通りであります。

- (1)緑豊かな自然と風土に調和させながら、各種施設を適正に配置した魅力ある圏域とする。
- (2)上下水道の整備、地域医療、福祉の充実をはじめとする生活環境を整備し、住みよい圏域とする。
- (3)都市近郊農業、観光農業を主体とした農林業をはじめ地域に合致した商工業の振興を図り活力ある圏域とする。

四、計画の年次

初年次：昭和五十六年度
目標年次：昭和六十五年度

五、計画策定のスケジュール

昭和五十五年度中に基本構想・基本計画・実施計画を策定し、昭和五十六年度より事業を実施いたします。

この策定にあたり圏域住民皆さまの意見要望をお伺いして計画に

反映するため、八月中旬に無作為抽出方法によるアンケート調査を実施いたしますので、対象となられた方は以上の趣旨をご理解されご協力くださいますようお願いいたします。なお今後の計画策定・事業実施については逐次お知らせいたします

君に輝やく未来

陸海空自衛官募集

(安定した待遇と 楽しい生活)

身分：特別職国家公務員
給与：防衛庁職員給与法により支給

国保シリーズ

：国保と医療費

⑬

医療費の節約を考えましょう
医療費の支払いが増嵩し続けています。医療費が増え続けていくことは限りある国保財政を圧迫することになり、これをそのままにしておけば国保制度を維持するために保険料を引き上げていかねばなりません。しかし保険料を引き上げるのには問題になります。それをさけるには、どうすればよいのでしょうか。

(1) 医療費の支払いが増嵩しています

現在の医療保険制度は、だれでも気軽に医者さんにかかれるのでよい制度だと考えられていますところが国保医療費の支払いは増え続けているために国保財政がパンクしないように、その分を保険料のアップで、しのがなければならぬのは追いつめられています。ですから私たちの負担が増大

進学：大学・高校夜間進学可
受付：常時採用を受付ています
応募資格：採用予定月の一日現在十八才以上二十五年未満の日本国籍を有する者
受験を希望する方または内容を詳しく知りたい方は左記へご連絡ください。

河内長野市本町二五一九
自衛隊大阪地方連絡部
河内長野募集事務所
電話〇七二一五四一五四五四
千早赤阪村役場総務課
電話二一〇〇八一

することに。それが高料金になればなるほど私たちにとってはこの制度がよりよい制度なのかと疑問を抱かせたりします。家計の支出増の折、保険料のアップは村民の皆さんにとっては、またかという気持ちを与えます。

(2) 節約ということの 真意

全体の受診回数が減れば支払う医療費が減少することは、当然のことです。だからといってお医者さんにかかるのをがまんしろというのは、とんでもない言いがかりです。医療を受けるのは私たちの権利であり、それを押える権利はだれにもありません。しかし、最近報道されている節約ということは、そういう本質的な権利の問題とはかわりのないことなのです。もし権利とかわわるとすれば、その権利をふりまわ

してお医者さんにかかるような態度かも知れません。なぜなら「高い保険料を払っているんだ。医者にかからなければ損だ。だってほとんど医者にかからなくても、保険料の払い戻しもないし、次の年に安くしてくれるというこもなし」といった考えにもなり、結局それこそが医療費を押し上げ、そういう権利意識のツケが保険料へと回ってくるからです。こういう悪循環をたたくるために「保険料を払っているのだから、かからなければ損だ」というようなお医者さんのかかり方はやめようというのが節約というここの意味のひとつです。

国保料は毎月末に 忘れず納めましょう

福祉年金証書の 提出は忘れずに

現在、福祉年金を受給されている人は八月十一日から郵便局で支払われる年金を受けると年金証書を役場保険課まで必ず提出してください。

福祉年金を受けている人や、その配偶者また受けている人を扶養している方の前年の所得状況と恩給や厚生年金などの公的年金の受給状況を調べ、八月から翌年七月までの一年間の年金を支給するか否かを決定することになっています。年金証書の提出が遅れますと十一月十一日から受けられる年金の支払に間に合わないことになり、ますのでご注意ください。

恩給や厚生年金など福祉年金以外の公的年金を初めて受けるようになった人は、その証書を国民年金証書と併せて提出してください。その際印鑑もご持参ください。

老齢年金の請求は

このように！

国民年金の老齢年金(通算老齢年金)を受けるためには、社会保障庁長官に裁定請求書を提出しなければなりません。

六十五歳になったからといって自動的に支給されるものではなく、原則として、六十五歳からですが、六十歳から六十五歳までの間の希望する時から繰上げて受給することもできます。

この場合の年金額は支給を希望した時の年齢に応じて、六十五歳からの本来の老齢年金の額から一定の割合で減額された年金が支給され、その額は六十五歳になって引き上げられませんが、繰上げを希望するときは、よくお考えの上申請してください。

繰上げ請求の場合の支給率
54年度で19年納付の人(年金額)
60歳(58%) 二二・二七〇〇
61歳(65%) 二六・〇八〇〇
62歳(72%) 二八・八九〇〇
63歳(80%) 三二・一〇〇〇
64歳(89%) 三五・七一〇〇
65歳(100%) 四〇・一二〇〇

老齢年金を請求される場合、裁定請求書の用紙は役場保険課の窓口にて備えてあります。

また、銀行、農協など金融機関に預金口座のある人で、その口座に振込む方法で年金の払い渡しを希望する人は、本人の預金通帳も

併せてご持参ください。

家族の名義の口座には振込むことはできません。通算老齢年金を請求される場合は他の公的年金制度に加入していたことを明らかにする書類を添付することになります。

他の公的年金制度とは

(1) 厚生年金・船員保険の場合
役場窓口にて備えてある通算対象期間確認請求書に勤務した会社名と、その期間を記入します。

(2) 共済組合の場合

各共済組合の発行した通算対象期間確認通知書が必要です。

また、任意加入出来る期間で任意加入しなかった期間がある人で他の公的年金制度から老齢年金を受けることによる場合は、その老齢年金証書の写しを、他の公的年金制度の受給権者の場合はその老齢年金証書の写しを、他の公的年金制度の被保険者の場合は配偶者の通算対象期間確認通知書(確認請求書)をその外に請求者と配偶者の身分関係を明らかにできる戸籍抄本が必要です。

国民年金の詳しいお問合せは役場国民年金係へ。

あなたの年金は

大丈夫ですか



心身障害者(児)見舞金

申請受付について

*目的

千早赤阪村障害者(児)見舞金は、千早赤阪村に居住する障害者(児)を激励し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

*見舞金を受けられる人

本年九月一日現在において引き続き一年以上千早赤阪村に居住している障害者(児)であつて次のいずれかに該当する人に支給します。

身体障害者手帳を持っている人

(身体障害者福祉法施行規則別表第五の一級・六級に該当する者)

及び、大阪府療育手帳制度実施要項にもとづく療育手帳の交付を受けた人。

*支給金額

(f)身体障害者(児)

一級に該当する障害を有する者

年額 二〇、〇〇〇円

二級に該当する障害を有する者

年額 一七、〇〇〇円

三級に該当する障害を有する者

年額 一五、〇〇〇円

四級に該当する障害を有する者

年額 一二、〇〇〇円

五級に該当する障害を有する者

年額 一〇、〇〇〇円

六級に該当する障害を有する者

年額 八、〇〇〇円

(g)精神薄弱者(児)

療育手帳の程度欄にAと表示がある者

年額 二〇、〇〇〇円

療育手帳の程度欄にB1と表示がある者

年額 一五、〇〇〇円

療育手帳の程度欄にB2と表示

がある者

がある者

年額 一〇、〇〇〇円

*申請に必要なもの

印鑑および身体障害者手帳または療育手帳

*見舞金の申請時期および場所

見舞金の申請は九月一日から九月三十日までの間に受付をいたしますので役場住民課福祉係または小吹台連絡所で申請してください。

母子家庭の医療費

十月から公費で負担

村では、すでに老人と重度の心身障害者の医療費を公費で負担していますが、母子家庭についても十月一日から医療費を公費で負担することになりました。

◎目的

母子家庭に対し医療費の一部を助成することにより生活の安定と児童の健全な育成を図る。

◎対象者および助成範囲

①十五歳未満の児童及び十五歳に達した日からその日以後における最初の三月三十一日までの間の児童とその母親、もしくはその児童を監護または養育する女性は、入院と外来診療。

②十八歳未満の児童及び十八歳に達した日から、その日の属する月の末日までにある児童(児童のみ対象)入院のみ。

いずれも健康保険証を使って医療を受けたときに医療機関に支払う自己負担金分を助成します。

ただし、他で医療費の助成を受けられる人は除きます。

◎助成対象者の条件

この制度を受けるには、つぎのすべての条件が必要で、つぎの①村内に住所(外国人登録者を含む)を有する人

②国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者である人

③児童扶養手当を受給している人(なお公的年金等を受給しているため、及び日本国民でないために

あなたも献血に

参加しませんか

近年ことに各種公害による中毒やむずかしい病が次々発生し、加えて産業災害や交通事故が増えて参りました。

この事態に対処して近代医学医療の領域が刻々進歩し、手術の領域が拡大されるに伴って輸血の必要な場合も非常に増えてきました。しかも、輸血には必ず血液が入用であつて、輸血用血液の需要も年々増加しつつあります。

ところがご承知のとおり血液は人体の一部であり、生きた細胞であつて尊いものであります。ため献血への参加なくして一滴たりとも血液を得ることができないわけであり、

「献血」それは人とお互いが人間愛に基く善意によつて尊い血液を提供し合い、病める人、傷つける人の回復に役立つとする人間の英和が生み出したことに尊い行為であり、うるわしいことであり、

このような人道的な立場に立つて献血し合い、運動を推進するため、つぎのとおり日赤の献血車が

児童扶養手当を受給することができない人を含む)

◎申請場所

役場住民課で申請してください。なお、十五歳以上十八歳未満の児童は、入院のみの助成です。から十月一日以降、そのつど申請してください。

④申請に必要なもの

印鑑、健康保険証及び児童扶養手当の証書または保管証。

金婚式を迎えられる方へ

金婚式を迎えられる方へ

婚姻後五十年を迎えられるご夫妻(昭和四年九月十六日から昭和五年九月十五日までに婚姻届出済の方)で、村内に居住されている方に村では、金婚式をお祝いし敬老月間中に記念品を贈呈します。ので八月二十日までに役場住民課福祉係までお届けください。

ただし、本村以外の市町村に本籍があり婚姻届出後五十年を迎えられるご夫妻は戸籍抄本を添えてお届けください。

善意銀行

暖かい愛情のこもる預託を亡夫の供養としていただきました。一金一〇、〇〇〇円也

小吹台

築田レンサムタイプス殿 預託者のご厚志に厚く感謝いたします。お預り致しました善意は目的に最大の効果があらわれますよう活用させていただきます。

千早赤阪村社会福祉協議会



保健所だより

- ▷3カ月児健診 (受付時間 12:30~13:00) 第1・3月曜日
- ▷妊婦教室 13:30~ 第1・2・3火曜日
- ▷精神衛生相談 9:30~10:30 毎週水曜日
- ▷3才児健診 12:30~13:00 第1・3金曜日
- ▷ツベルクリン反応注射 9:30~11:00 毎月第1月曜日

休日診療(内科・小児科)

- 富田林市向陽台1丁目3-38 (富田林病院の正門左側)
- ☎ 07212-8-1333
- ◆受付時間 10:00~11:30 13:00~16:30
- ◆診療日 日曜日・祝日・年末年始

〈婦人会だより〉

民謡おどりの

けいこ

今夏もきびしい陽射しの続くなか、海や山に涼を求め、楽しむ人が多くなる一方、各地では、夏ならではの祭りや盆おどり等、季節の行事が盛んに行われ、なごやかな情緒が千早赤阪村にも伝わってきます。

婦人会では七月九日、中野先生により、多数の参加者に色々な民謡おどりを指導いただきましたが、踊りには全く自信がなく、恥ずかしさと不安が交錯するなか、皆様について練習をしているうちに体も段々柔らかくなつて何時の間にかきこなく踊っていた体も雰囲気にもなれ、体の動きも良くなり練習が終る頃にはどうにか皆さんと同じ様に踊れるようになりました。

我々婦人会では、七月十六日の千早幼稚園での生活発表会の折、少しの時間をいただいて習った者数名の指導で、園児やお母様方に「ドラエモン音頭」を練習していただきました所、思いもかけない好評を博して、皆様と共に大変気を良くした次第です。

とかく現在は、ストレスの時代とも言われ、日々躍動し、目まぐるしく変貌する社会では、人間関係が益々複雑になって、毎日の生活で精神疲労が蓄積される事が多いものです。

今回皆様と一緒に民謡を習い、楽しい一時を過ごし気分が一新したようでございます。

これも一重に皆様方の深いご厚情の賜と厚くお礼申し上げます。

吉年一六八 道城トシ子

昨年夏、千葉県において発生したトラの脱走騒ぎは、まだ記憶に新しいところですが、つい先日には、宮崎県においてコブラが脱走し、住民を不安に陥れ入るといふ事故が起きています。

このように最近では、ペットとしてあるいは客寄せ用として飼育している猛獣類による事故が多発する傾向にあり、猛獣類の管理が大きな社会問題となつています。

大阪府では、人に害を加えるおそれのある動物による事故の発生を未然に防止するため

このほど「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」を制定しましたので、そのあらましをお知らせします

危険な動物の適正な飼養について

—ペット条例が施行—

危険な動物の適正な飼養について

—ペット条例が施行—

※危険な動物の飼育は許可制に
トラ・ライオン
クマ・サル・ワニ
等の「危険な動物」を飼うには、あらかじめ知事の許可が必要となります
知事の許可を受けるためには、飼養補助者を必ず置くことのほか、基準に適合した飼養施設の設定が必要です

※飼主には適正な飼育の義務

危険な動物の飼主は、動物の本能、習性を理解して、責任をもって適正に飼育しなければならず原則として危険な動物を飼養施設内で飼うほか、飼養施設を基準に適合するように維持すること、危

険な動物を飼っている旨の標識を掲示することといったほか、危険な動物が脱走したときや人に害を加えたときは直ちに知事等に通報する義務が課せられています。

※違反者には厳しい罰則

無許可で危険な動物を飼うなどして条例の規定に違反した飼主に対しては、一年以下の懲役又は

十万円以下の罰金、科料といった罰則が課せられます。

※お問い合わせ

この条例についてのご質問、ご意見などがある場合は、大阪府農林部自然保護課企画調整係（電話〇六―九四一―〇三五五 内線二七五二・二七五六）へどうぞ。

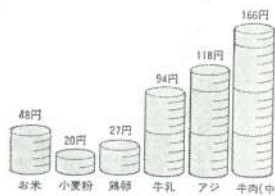
お米の知識

お米の栄養について

(その一)

お米は76%のでん粉7%のタンパク質が主な栄養素ですが、この他色々な栄養素が含まれています。消化吸収率もよく精白米100g当たりの熱量は352カロリーあります。又、タンパク質の栄養価は一般にプロテインスコア（タンパク値）が用いられ、数字の多いものほど質の良いタンパク質を含む食品です。卵を100とした場合、小麦粉・大豆55に対して、精白米は77で牛乳の74と並んで良質のタンパク質が含まれています。米のタンパク質は、子供の成長に必要なリジンも多く含んでおり、穀物の中で最高の質でタンパク質の単価も経済的です（食糧庁発行 データにみる日本の食糧より）

◇タンパク質10g摂取の単価比較



資料：総理府統計局「小売物価統計調査」昭和55年2月東京都区部

摘果を行いましよう

小玉のみかんを作らずM・L級のみかんを作るために、次のようなみかんは早くとってしまいましょう。

- (1) 病気や害虫のついたもの
- (2) 風ずれなど傷のあるもの
- (3) 天成り果
- (4) ふところになつていもの
- (5) 極大果、極小果になりそうなもの

千早赤阪村摘果推進協議会
千早赤阪村果樹振興会
千早赤阪村
千早、赤阪両農業協同組合

〈村税メモ〉

昭和五十五年度府村民税第二期分の納期は八月末日が日曜日になるため、九月一日です。

本日も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いします。この機会にぜひお納めください。

なお、固定資産税第一、第二期分及び軽自動車税未納のある場合は当日、併せて納付ください。

月 日	時 間	場 所
8月28日 (木)	午前9時～正午	森屋 公民館
	午前9時～正午	水分 公民館
	午前9時～正午	川野辺集会所
	午後1時～午後4時	二河原辺集会所
8月29日 (金)	午後1時～午後4時	桐山 金泉寺
	午前9時～正午	中津原集会所
	午前9時30分～正午	役場小吹台連絡所
	午前9時30分～午後1時	千早農協出張所
	午後1時～午後4時	上東阪集会所 下東阪集会所

税金は納期内に

納付を!!

税金は納期をすぎて滞納になりますと、納期内に完納していただいている大多数の方がたとの間に不公平となり、延滞金や督促手数料など余分なお金がいりますのでぜひ納期内に納付してくださいようお願いいたします。

小さな命を育てる

今、おとなたちは子どもの現状を憂い、心から子どもたちに何かしてやりたいと思っている。遊び場づくり、子ども会活動にと……しかし、おとなたちの善意はあまりにも子どもに整った場を与えすぎていないか。子どもは本来、かなり小さなことを好み、その中から、きれいな、きたないの区別をつけていくものなのだと思う。

心と力をひとつに

ある母親グループが、子どもたちを遊ばせてやろうと、海へつれていった。近ごろの子はおとななんてなんとも思っていないから、それを引率するのにどうしようかと色々心配をしたことだろう。

時間がきててもあがれといって知らん顔で遊びほうけているに違いない。そんな時に、こんな言い方ではないだろうか。それでもだめなら、だれだれさんは子どもの手足をからめ、腕づくで引っ張って歩く係を、とまで手順を整えて出発したのだという。

結果は、母親たちのおそろいのおそろい「もう上がりなさい」のひとつことに、それこそを引くようにさっさと上がってしまったのである。何の未練もなさそうにさっさと引き上げた子供達に驚いた母親たちは、自分たちのエネルギーを

もて余して、「近ごろの子どもって情けないわねえ」「遊びの面白さを知らないのかしら」「遊び方を知らないのよ」となげき合っている。子どもにとって、そこはやはり「連れてこられた場」なのだ。おばさんたちは善意で一生懸命だ。困らせてはいけぬ。おばさんたちのいうとおり遊び、おばさんたちの喜ぶ顔も十分に見た。そのおばさん達が上がっていったんだから……もし子どもたちがそう思

消費生活リーダー養成一般講座案内

この講座は、南河内地区の市町村が大阪府の協力により毎年開催しているものです。

省エネルギー時代に向けて、私達消費者の回りには、いろいろな問題が起りつつあります。

ついているとしたら、遊んでもらっているのはおとなのほうかも知れません。子どもをほんとうに野に放つたら子どもたちは少々うすすぎた中で、もっともっと奔放な遊びを通して自己を確立する道を歩むことだろう。遊びのなかでお互いの命の大切さを学びつつ仲間とともに生きて行く道を覚えるのではないのでしょうか。

千早赤阪村人権教育推進協議会

講座案内

回	月・日	テーマ	講師
1	9月4日(木)	消費者問題と消費者の権利	大阪市立大学 生活科学部 三助教授 多田 吉子
2	9月11日(木)	訪問販売の知識	消費生活コンサルタント 小黒 章子
3	9月18日(木)	洗剤の知識	大阪府立消費生活センター 主査 安田 利美子
4	9月25日(木)	食生活を見直す	大阪女子学園短期大学食物学科 教授 堀 越 フサエ
5	10月2日(木)	子供と消費生活	前・豊中市立保育所長 田 村 雅弘
6	10月9日(木)	クリーニングの諸問題	大阪府クリーニング環境衛生同業組合 クリーニング研究所 所長 遠 藤 啓
7	10月16日(木)	医薬品の諸問題	関西医科大学 名誉教授 東 田 敏夫
8	10月23日(木)	省エネルギー時代を考える	生活評論家 三 輪 昌子

◎ 都合により変更することがあります。

そこでかきこい消費者となり、また地域のリーダーとして活躍していただくためにぜひご参加ください。

●受講期間 昭和五十五年九月四日から十月二十三日

●毎週木曜日 午後一時三十分～四時

●受講場所 南河内府民センター

●受講料 無料

●申込締切 八月二十日

●申込先 役場総務課 電話二〇〇八一

八回のうち七回以上出席された方には修了証書をお渡します。

●主催 大阪府立消費生活センター

●協賛 河内長野市・富田林市・羽曳野市・藤井寺市・太子町・河内町・千早赤阪村・狭山町・美原町・松原市

会場への案内図

非常災害用無線を
ご存じですか

日頃は電信電話をご利用いただきありがとうございます。電電公社では皆様方のお電話を「いつでも」「どこへでも」「すぐ」つながるように日夜努力いたしております。

しかし天災地変や交換機事故等で、電話が不通になった場合に備え、いつでも使えるよう「非常災害用の無線電話」を役場と多聞小学校に設置しております。この電話は、災害時等に警察機関および消防機関への通報、その他災害の発生、救援等に関する緊急を要する通話を優先して取扱いますが、通話の利用状況等からみて、一般の通話にも利用いただけます。

富田林電報電話局

青少年指導員

からのお知らせ

暴走族を追放しよう

去る七月三日(木)役場会議室において、青少年問題協議会と青少年指導員会の合同会議が行なわれました。次の二点を取り上げて、村民各位に周知。ご協力頂きたいと思ひます。

一、暴走族取締りについて

近頃都市部における暴走族等が悪質化しており、都市周辺部、村内にも出没する気配が濃厚なため千早地区、道附近で百二十五cc以上の単車の取締りを致しております。ご協力ください。

二、図書自動販売機について

村内三ヶ所に設置されており、その土地貸主三氏には会議終了後、青・指導員長、村連P会長、社会教育指導員三名が訪れ、善処方を要請致し、本の種類等、若干は正されています。しかし、要は村民各位が、買わないようにお願い致します。読まない、買わない「運動」に協力ください。(文責 岡山真美)